

たつの市教育委員会伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和8年8月25日

たつの市教育委員会
教育長

横山 一郎

たつの市教育委員会規則第 8 号

たつの市教育委員会伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則

たつの市教育委員会伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成 30 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 13 号中「第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業」を「第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業又は同法第 143 条の 5 第 1 項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改め、「空中線系」の右に「（その支持物を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。